

社会福祉法人うちなだの里 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人うちなだの里の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- (3) 監事が監査を行ったときは、1日あたり5,000円を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給)

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。ただし、第3条から第5条については、平成29年4月1日から適用する。

【別表1】

項 目	金 額
非常勤役員等の費用弁償額	日額 1,500円

【別表2】

項 目	金 額
常勤役員等の報酬	月額 250,000円